

塩尻市ふれあいセンター条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>第6条</u> 削除</p>	<p><u>(利用者の範囲)</u> <u>第6条</u> センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者その他指定管理者が適当と認める者とする。</p>